

## 第 5 章

# 公共関与による産業廃棄物最終処分場の 実施監視体制の実態



## 5-1 はじめに

本論では、公共関与による産業廃棄物最終処分場の実施監視体制の実態を述べる。

## 5-2 目的

本研究の目的は、公共関与による産業廃棄物最終処分場の実施監視体制の実態を明らかにすることである。

## 5-3 調査方法

### 5-3-1 予備ヒアリング調査

アンケート項目の作成のため、予備調査として、調査対象の中の 1 つにヒアリング調査を実施した。その結果、処分場の実施監視体制として「住民参加により施設の監視活動を行う環境監視委員会・協議会」と「地元自治会への説明会（協議会）」の 2 点に着眼することにした。

### 5-3-2 アンケート調査

公共関与による産業廃棄物最終処分場の対象 30 施設に対し、アンケート調査を実施し、「住民参加により施設の監視活動を行う環境監視委員会・協議会」の設置状況と、「地元自治会への説明会（協議会）」の実施状況を把握した（アンケート調査方法は、3-3-1 アンケート調査方法を参照）。

### 5-3-3 ヒアリング調査

アンケート調査によって得た情報を踏まえ、より詳しい実態の把握をするため、対象施設に対しヒアリング調査を実施した。

## 5-4 結果及び考察

一般には公開されていない情報も含むため、処分場や自治体、自治会の名称は第 4 章同様すべてアルファベットで表記し、匿名とする。

### 5-4-1 アンケート調査の結果

#### 5-4-1-1 住民参加による環境監視委員会・協議会について

##### 5-4-1-1-1 住民参加による環境監視委員会・協議会の設置の有無

アンケート調査により得られた公共関与による産業廃棄物最終処分場の「住民参加による環境監視委員会・協議会（以下、環境監視委員会・協議会とする）の設置の有無」の結果を表 5-1 に示す。

表 5-1 住民参加による環境監視委員会・協議会の設置の有無（n=26）

住民参加による管理運営の監視活動を行う環境監視委員会・協議会の設置の有無	選択組織数	割合
あり	12	46%
なし	14	54%

表 5-1 に示すように、公共関与による産業廃棄物最終処分場の環境監視委員会・協議会の設置の有無は、「あり」が 46%の割合という結果となり、半数近い処分場が環境監視委員会・協議会を設置し、施設の管理運営の監視活動を行っていることが分かった。

5-4-1-1-2 住民参加による環境監視委員会・協議会の設置と反対運動の有無及び施設供用開始時期の関係

アンケート調査により得られた公共関与による産業廃棄物最終処分場の「住民参加による環境監視委員会・協議会の設置と反対運動の有無及び施設供用開始時期の関係」の結果を表 5-2 に示す。

表 5-2 住民参加による環境監視委員会・協議会の設置と反対運動の有無及び施設供用開始時期の関係

施設名	住民参加による監視委員会・協議会の名称	反対運動の有無	施設供用時期
A処分場	A処分場連絡協議会	不明	1976年10月
B処分場	B処分場環境保全委員会	あり	2005年8月
C処分場	C処分場運営連絡協議会	あり	2002年2月
D処分場	D <sub>1</sub> 町監視員	あり	1989年1月
E処分場	環境保全協議会	あり	1999年4月
F処分場	F処分場安全管理委員会	あり	2009年5月
G処分場	G処分場環境監視委員会	あり	2008年10月
H処分場	H処分場環境保全連絡協議会	なし	2001年10月
J処分場	J <sub>1</sub> 地区産業廃棄物処理施設監視委員会（建設地） J <sub>2</sub> 産業廃棄物処分場監視委員会（下流域）	あり	2008年12月
I処分場	I処分場環境保全推進委員会	あり	2005年7月
K処分場	環境保全協定に基づく協議会	なし	1979年
Z処分場	Z処分場監視委員会	あり	1984年2月

表 5-2 に示すように、表 5-1 で環境監視委員会・協議会を設置していると回答した 12 の

処分場のうち，9つの処分場で建設にあたっての反対運動が起きている．割合とすれば75%であり，環境監視委員会・協議会を設置している処分場ではかなりの割合で建設にあたっての反対運動が起きていることが分かった．また，環境監視委員会・協議会を設置している処分場の施設併用時期を比較してみたが，環境監視委員会・協議会を設置している処分場は比較的近年に供用開始しているという予想に反し，供用開始時期は各処分場さまざまであった．

#### 5-4-1-1-3 住民参加による環境監視委員会・協議会の活動内容

アンケート調査により得られた公共関与による産業廃棄物最終処分場の「住民参加による環境監視委員会・協議会の活動内容」を表5-3に示す．

表5-3 住民参加による環境監視委員会・協議会の活動内容 (n=12)

住民参加による監視委員会・協議会の活動内容		選択組織数	割合
工事期間中	工事用車両	工事車両の安全走行に関すること	3 25%
		工事車両の苦情処理に対応状況に関すること	4 33%
	場内工事	定期的測定値の確認に関すること	3 25%
		処分場周辺の自然環境に関すること	3 25%
供用期間中	廃棄物搬入量	施設建設の確認に関すること	4 33%
		搬入車両の安全走行に関すること	8 67%
		搬入車両の苦情処理に対応状況に関すること	8 67%
	場内施設内容	搬入車両の点検に関すること	4 33%
		場内施設の稼動に関すること	11 92%
		各種測定結果の確認に関すること	11 92%
		処分場周辺の自然環境に関すること	9 75%
	廃棄物の受入状況	各種検査の状況に関すること	10 83%
		職員の資質向上に関すること	1 8%
	管理期間中	場内施設管理	各種測定結果の確認に関すること
施設の管理に関すること			5 42%
情報公開	情報公開に関すること	3 25%	
	見学者対応状況に関すること	3 25%	
その他	先進地視察研修，委員の資質向上に関すること	4 33%	

表5-2に示すように，環境監視委員会・協議会の活動内容は，供用期間中の場内施設内容の「施設の稼動に関すること」「各種測定結果の確認に関すること」が92%「処分場周辺の自然環境に関すること」が75%，廃棄物の受入状況の「各種検査の状況に関すること」が83%の割合という結果となった．全体的に見ても，環境監視委員会・協議会の活動内容は主

に供用期間中の項目が中心となっており、逆に、工事期間中、管理期間中の項目の割合は比較的低いという結果が得られた。特に、工事期間中の項目の割合は極端に低く、工事期間中から活動を行っている環境監視委員会・協議会は比較的小さいということが分かった。

#### 5-4-1-1-4 住民参加による環境監視委員会・協議会の構成メンバーとその構成人数

アンケート調査により得られた公共関与による産業廃棄物最終処分場の「住民参加による環境監視委員会・協議会の構成メンバー」を表 5-4、「住民参加による環境監視委員会・協議会の構成人数」を表 5-5 に示す。

表 5-4 住民参加による環境監視委員会・協議会の構成メンバー (n=12)

住民参加による監視委員会・協議会の構成メンバー	選択組織数	割合
地元市町村担当者	11	92%
住民代表(推薦)	10	83%
都道府県担当者	7	58%
公社等の担当者	6	50%
学識経験者	5	42%
住民代表(公募)	1	8%
排出事業者	1	8%
廃棄物処理事業者	1	8%
その他	4	33%

表 5-5 住民参加による環境監視委員会・協議会の構成人数 (n=12)

施設名	住民参加による監視委員会・協議会の名称	監視委員会・協議会の構成人数(単位:名)								
		学識経験者	住民代表(推薦)	住民代表(公募)	都道府県担当者	地元市町村担当者	排出事業者	廃棄物処理事業者	公社等の担当者	その他
A処分場	A処分場連絡協議会		6		2	3			1	地元市議会議員2名
B処分場	B処分場環境保全委員会	14	9		1	1				
C処分場	C処分場運営連絡協議会		10		2	4		1		
D処分場	D町監視員		161							
E処分場	環境保全協議会	1		14		3				
F処分場	F処分場安全管理委員会	2			3	4			3	住民代表(関係地区区長)8名
G処分場	G処分場環境監視委員会	1	5		1	3	2		1	
H処分場	H処分場環境保全連絡協議会		7		3	2			5	関係団体代表 ・漁業(海)共同組合1名 ・河川漁業協同組合1名 ・地元自治会1名 ・地元保健衛生推進協議会1名 ・地元建設業協会1名 ・地元建設業協同組合1名 ・地元上下水道協同組合1名
J処分場	J <sub>1</sub> 地区産業廃棄物処理施設監視委員会(建設地) J <sub>2</sub> 産業廃棄物処分場監視委員会(下流域)	3 1	10 14			1 3				
I処分場	I処分場環境保全推進委員会		18			3			6	
K処分場	環境保全協定に基づく協議会		2			4			5	警察署1名
Z処分場	Z処分場監視委員会		3		2	5				

表 5-4 に示すように、環境監視委員会・協議会の構成メンバーは、「地元市町村担当者」が 92%の割合、「住民代表(推薦)」が 83%の割合という結果となり、これらの人物はほとんどの環境監視委員会・協議会の構成メンバーに含まれていることが分かった。また、「学識経験者」は 42%の割合という結果となり、「学識経験者」を含む環境監視委員会・協議会

は半数以下であることが分かった。逆に、「住民代表（公募）」は8%の割合という結果になり、ほとんどの処分場では、環境監視委員会・協議会に参加する住民代表を公募ではなく推薦で決めていることが分かった。さらに、「排出事業者」「廃棄物処理事業者」についても、共に8%の割合という低い結果となり、これらの人物が参加した環境監視委員会・協議会はほとんどないということが分かった。

また、表 5-5 に環境監視委員会・協議会の構成人数の結果を示した。構成人数は、処分場によってさまざまであったが、住民代表の人数はどの処分場も比較的多く、最も多いものでは、D 処分場の D<sub>1</sub> 町監視員で、161 人という結果もあった。

#### 5-4-1-1-5 住民参加による環境監視委員会・協議会の活動内容の情報公開の有無と公開方法及び情報公開の内容

アンケート調査により得られた公共関与による産業廃棄物最終処分場の「住民参加による環境監視委員会・協議会の活動内容の情報公開の有無と情報公開の方法及び情報公開の内容」を表 5-6、表 5-7、表 5-9 に示す。また、表 5-7 の「その他」の内容については表 5-8 に示す。

表 5-6 住民参加による環境監視委員会・協議会の活動内容の情報公開の有無（n=10）

住民参加による監視委員会・協議会の活動内容の情報公開の有無	選択組織数	割合
あり	4	40%
なし	6	60%

表 5-7 表 5-6 の情報公開の方法（n=4）

住民参加による監視委員会・協議会の活動内容の情報公開の方法	選択組織数	割合
市町村，あるいは公社HPに掲載	2	50%
パンフレットの配布	1	25%
マスメディアを使用したの公表	0	0%
その他	3	75%

表 5-8 表 5-7 中の「その他」の内容（カッコ内の数字は組織数）

その他の内容（アンケートの記述回答）	筆者による分類
会議を公開(1)	会議を公開
広報誌を発行し、新聞折込により住民に周知(1)	広報誌による情報発信
当施設の広報誌に開催状況を載せている(1)	

表 5-9 表 5-6 の情報公開の内容 (n=3)

住民参加による監視委員会・協議会の活動内容の情報公開の内容	選択組織	割合
会議での資料(全文)	2	67%
議事録(全文)	1	33%
議事録(抜粋、概要)	1	33%
会議での資料(一部)	0	0%
その他	0	0%

表 5-6 に示すように、環境監視委員会・協議会の活動内容の情報公開を行っている処分場は、「あり」が 40%の割合という結果になり、環境監視委員会・協議会の活動内容の情報公開を行っている処分場は半数以下であるということが分かった。また、表 5-7 が示すように、その情報公開の方法として最も多かったのが、「市町村、公社 HP に記載」であり、50%の割合という結果となった。また、表 5-8 に表 5-7 の「その他」の内容を示した。「その他」の回答としては、「広報誌による情報発信」、「会議を公開」という回答があった。また、表 5-10 にその情報公開の内容の結果を示した。表 5-9 に示すように、「会議での資料」が 67%、「議事録(全文)」、「議事録(抜粋、概要)」が 33%という結果となった。

#### 5-4-1-2 地元自治会への説明会(協議会)について

##### 5-4-1-2-1 地元自治会への説明会(協議会)の有無

アンケート調査により得られた公共関与による産業廃棄物最終処分場における「地元自治会への説明会(協議会)の有無」の結果を表 5-1 に示す。

表 5-10 地元自治会への説明会(協議会)の有無 (n=26)

地元自治会への説明会(協議会)の有無	選択組織数	割合
あり	9	35%
なし	17	65%

表 5-10 に示すように、公共関与による産業廃棄物最終処分場における地元自治会への説明会(協議会)の有無は、「あり」が 35%の割合という結果となり、地元自治会に対して説明会(協議会)を実施している処分場は 3 割程度ということが分かった。

##### 5-4-1-2-2 地元自治会への説明会(協議会)の内容 (n=26)

アンケート調査により得られた公共関与による産業廃棄物最終処分場における「地元自治会への説明会(協議会)の内容」の結果を表 5-1 に示す。



表 5-11 地元自治会への説明会（協議会）の内容（n=9）

地元自治会への説明会（協議会）の内容	選択組織数	割合
水質，大気等のモニタリング結果の報告及び質疑応答	9	100%
搬入状況や埋立状況の報告及び質疑応答	7	78%
環境アセスメントの事後調査結果の報告及び質疑応答	1	11%
その他	1	11%

表 5-11 に示すように，公共関与による産業廃棄物最終処分場における「地元自治会への説明会（協議会）の内容」は，「水質，大気等のモニタリング結果の報告及び質疑応答」が 100%の割合という結果となった．また，「搬入状況や埋立状況の報告及び質疑応答」が 78%という結果となり，この 2 つの内容については，地元自治会への説明会を実施しているほとんどの処分場で行われていることがわかった．逆に，「環境アセスメントの事後調査結果の報告及び質疑応答」は選択組織が 1 つしかなく 11%の結果となったことから，環境アセスメントの事後調査結果の報告及び質疑応答については，ほとんど行われていないということが分かった．

#### 5-4-1-2-3 地元自治会への説明会（協議会）の実施回数または実施頻度と参加者

アンケート調査により得られた公共関与による産業廃棄物最終処分場における「地元自治会への説明会（協議会）の実施回数または年間実施頻度と参加者」の結果を表 5-12 に示す．

表 5-12 地元自治会への説明会（協議会）の実施回数または年間実施頻度と参加者（n=9）

施設名	説明会（協議会）を行っている 地元自治体の名称	説明会（協議会）の これまでの実施回数 または年間実施頻度	説明会（協議会）の参加者	
			参加人数	代表者のみ
C処分場	C地区	21回	10	
G処分場	G区G処分場対策委員会	10回以上	30	
H処分場	H処分場環境保全連絡協議会 定期立入調査	16回	6	
J処分場	J <sub>1</sub> 産廃地域対策協議会	5～10回以上/年	無回答	
	J <sub>2</sub> 地区産業廃棄物対策協議会			
	J <sub>1</sub> 区自治会			×
N処分場	N市N北区	1回/年	25	×
	N市N南区			
O処分場	O地区連合自治会	4回程度/年	25	×
V処分場	無回答	約40回	約30	×
W処分場	無回答	1回/年	約50	
Z処分場	Z町Z <sub>1</sub> 区	1～2回/年	10～15	×
	Z町Z <sub>2</sub> 自治会			

表 5-12 に示すように，処分場においては，複数の地元自治会（協議会）に説明会を実施しているものもあることがわかった．公共関与による産業廃棄物最終処分場における「地

元自治会への説明会の実施回数または年間実施頻度」は、年に 1~2 回程度実施している処分場が多いという予想に反し、年間の実施回数は処分場によってさまざまであった。多いところでは年間に 5~10 回以上実施しているという処分場もあった。また、説明会の参加人数についても、処分場によってさまざまであった。また説明会（協議会）の参加者は代表者のみかという質問については、代表者を選出して説明を実施している処分場と、そうでない処分場が半々という結果になった。

#### 5-4-2 ヒアリング調査の結果

アンケート調査の結果を踏まえ、ヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査の調査対象処分場は G 処分場とした。その対象選定理由は以下に示す通りである。

G 処分場では建設にあたって反対運動が起きている。

G 処分場は比較的近年に供用開始しており事例として新しい。

G 処分場環境監視委員会は、工事期間中から活動を開始している。

G 処分場では、環境監視委員会設置と、地元自治会への説明会を共に実施しており、地元自治会側から見た環境監視委員会の実態の把握が可能である。

##### 5-4-2-1 ヒアリング調査対象とヒアリング調査対象実施日

表 5-13 に、ヒアリング調査対象と、ヒアリング調査実施日を示す。

表 5-13 ヒアリング調査対象とヒアリング調査対象実施日

調査対象	ヒアリング調査実施日
G処分場環境監視委員会	2009/6/26
G区G処分場対策委員会	2010/1/12

##### 5-4-2-2 ヒアリング調査の質問項目

G 処分場環境監視委員会への質問項目を表 5-14 に、G 区 G 処分場対策委員会への質問項目を表 5-15 にそれぞれ示す。

表 5-14 ヒアリング調査質問項目（G 処分場環境監視委員会）

ヒアリング調査質問項目（G処分場環境監視委員会）	
	地元町が最終処分場の受け入れを容認した最終的な条件
	処分場建設にあたって県・公社と地元が決めた合意事項（公表されている範囲で）と、それらはどの程度実行され、確認されているか
	反対運動を続けていた住民団体とは最終的に合意に至ったか
	施設建設に対し反対運動が起こった理由・争点
	G処分場環境監視委員会は県・公社間で行われた協定に基づいて作られたのか
	G処分場環境監視委員会は、どこが（どなたが）提案されたのか
	G処分場環境監視委員会は、どの程度機能しているか（その根拠）
	G処分場環境監視委員会での課題

表 5-15 ヒアリング調査質問項目（G区G処分場対策委員会）

ヒアリング調査質問項目（G区G処分場対策委員会）	
<施設建設から稼働後の県・公社の対応について>	
地元住民側から見て、処分場建設にあたっての県・公社との合意事項はどの程度果たされているか、現在も県・公社はその責務を全うしていると思うか	
G処分場の安全面での水準は高いと思うか	
公社の施設管理に関する情報公開は十分と思うか	
<G処分場環境監視委員会について>	
地元住民側から見て、G処分場環境監視委員会はどの程度機能していると思うか	
<G区G処分場対策委員会について>	
G区G処分場対策委員会ではどのような内容の情報が公社側から報告され、どのような形で議会が行われているのか	
G区G処分場対策委員会はどのような立場の方々が参加されているのか	
公社のG区G処分場対策委員会への情報公開は十分と思うか	
G区G処分場対策委員会での課題	
<その他>	
G処分場のような、公共関与型の最終処分場は民間の処分場と比べて安全性・信頼性の面でのレベルは高いと思うか	

#### 5-4-2-3 各質問項目に対する回答及び考察

##### 5-4-2-3-1 G処分場環境監視委員会 A 委員へのヒアリング

G処分場環境監視委員会へのヒアリング調査は、G処分場環境監視委員会委員A氏に対して行った。各質問に対する回答を以下に示す。

（質問） 地元町が最終処分場の受け入れを容認した最終的な条件

（回答） 地元町は平成15年9月1日覚書（地元町地域振興計画書）の確認を受け地元町役場で協定書の締結を致しました。条件としては、施設の設計条件の安全性を確認して承認することと、地域振興事業を実施することが決められました。

（質問） 処分場建設にあたって県・公社と地元が決めた合意事項（公表されている範囲で）と、それらはどの程度実行され、確認されているか

（回答） 1. 安全性のための検討を行い住民の安全性要望に応えることです。

そのために議会に産業廃棄物対策特別委員会を設置し、県と環境事業公社と地元町・地元町議会が協議を重ねてきました。県知事の出席のもと地元町・議会両者が産業廃棄物処分場への意見書を県、公社に提出した10項目に対する最終回答を受け住民が主張する安全性を確保できたことを確認した。

2. 安全性の確認は協定後には監視委員会が受け継ぐと議会内では考えられていました。監視委員会のメンバーには地元町の議員は1人しかなく選ばれた私は大変な責任を受け持つことになりました。その結果、県・公社の対応はそれまでと異なり監視委員会では一方的に説明を行い、進め方などは、今まで話し合ってきた内容が反故にされそうだったので猛烈に抗議いたしまして学識経験者に助け

ていただいたと考えています。もし助けていただけてなかったら私が反対運動を起こさなければなりませんでした。結果として安全性を盛り込んだ協定書の10項目をしっかりと守ることが確認できました。又、環境公社立会いの下、工事請負業者に協定書の内容の確認を致しました。

(質問) 反対運動を続けていた住民団体とは最終的に合意に至ったか

(回答) 1. 合意には至りませんでした。

- ・考え方としてどんなにしても完全は無いそれに賛成は出来ない。
- ・反対運動が負けた。

2. 反対運動を指揮してきたメンバーはお願いしたG処分場環境監視委員会に参加することも拒否されました。

(質問) 施設建設に対し反対運動が起こった理由・争点

(回答) 安全性です。安全が第一です。

(質問) G処分場環境監視委員会は県・公社間で行われた協定に基づいて作られたのか

(回答) 監視委員会は「産業廃棄物管理型最終処分場に関する意見書について」への公社からの7項目目の意見書と回答が根拠となっています。以下その内容を示します。

〔意見書〕7. 「産業廃棄物処分場の安全対策のために、公開性を高め、住民参加の委員会を設置すること」

〔回答〕「住民の皆さんに安全対策についての理解を深めていただくために、広報を行うとともに、処分場建設時や管理運営時の公開等について、貴町当局と十分協議し協力を得ながら、住民参加の委員会を設置しその中で公開の内容や方法について決定および実施して参ります。」

(質問) G処分場環境監視委員会は、どこが(どなたが)提案されたのか

(回答) 1. 監視委員会の設置は質問で回答したとおりです。

2. 議会から多くの先進地へ研修に行きました。その中で、産業廃棄物処分場対策特別委員会のメンバーで平成12年頃に行きました豊田市の産業廃棄物処分場で学んだと記憶しています。

(質問) G処分場環境監視委員会は、どの程度機能しているか(その根拠)

(回答) 1. 機能していると考えています。監視委員会の機能は参加者がかなり理解をしていると考えています

2. 委員長に学識経験者を迎え、多くの指摘をいただいていることと、環境公社がまじめに対応していただいていることが大きい。委員としてスタートから反対

者がいてその中で建設されることを県の担当者の方に訴えたことが理解を深めたこともあると考えています。

(質問) G 処分場環境監視委員会での課題

(回答)・長期(20年)にわたって監視することはスタートに考えていたことが継続できるか

- ・委員会の委員のレベルが反対闘争の意思を引き継ぐことが出来るか
- ・最後まで安全性へのこだわりを持てるか

質問の回答に示すように、G 処分場では、建設にあたって「施設の安全性」を争点に地元住民からの反対運動が起こった。処分場建設にあたって県・公社と地元が決めた合意事項として、「安全性のための検討を行い住民の安全性要望に応えること」という条件で地元町は最終処分場の受け入れを容認した。その一方で、地元町議会に産業廃棄物対策特別委員会を設置し、県と環境事業公社と地元町・地元町議会が協議を重ね、県知事の出席のもと地元町・議会両者が産業廃棄物処分場への意見書を県、公社に提出した10項目に対する最終回答を受け住民が主張する安全性を確保できたことを確認した。

そして、協定締結後の安全性の確認は地元町議会の産業廃棄物対策特別委員会にかわりG 処分場環境監視委員会に受け継がれ、結果として安全性を盛り込んだ協定書の10項目をしっかり守ることが確認できたとA委員は述べている。これにより、施設の安全性確保の面で、G 処分場環境監視委員会が果たした役割は大きいものがあると同える。

また、G 処分場環境監視委員会を機能させていくうえで、学識経験者を委員会に迎え指摘を受けていること、公社の真面目な対応、委員会の初期メンバーに処分場建設に反対の立場をとられていた方が参加したこと、以上の3点が大きかったと述べている。

G 処分場環境監視委員会での今後の課題としては、委員会の監視活動が長期にわたるため、スタートに考えていたことが継続できるかということ、また、委員の意識の面で、反対闘争の意思を引き継ぐことが出来るか、最後まで安全性へのこだわりを持てるかという意見をいただいた。

以上の内容がA委員へのヒアリング調査により明らかとなった。

#### 5-4-3-3-2 G 区 G 処分場対策委員会委員(8名)へのヒアリング

G 区 G 処分場対策委員会へのヒアリング調査の各質問に対する回答を以下に示す。

<施設建設から稼働後の県・公社の対応について>

(質問) 地元住民側から見て、処分場建設にあたっての県・公社との合意事項はどの程度果たされているか、現在も県・公社はその責務を全うしていると思うか

(回答) 安全性の要望として、環境事業公社に対し、主に、「搬入ルートの限定と搬入道

路の整備」「搬入車両の運行マニュアルの作成（車証の表示や車両の点検等）」「水質調査」「施設の安全管理（危機管理マニュアルの作成や監視委員会の設置）」などを条件にあげた。現在、これらの約束は、基本的には果たされていると思える。しかし「搬入道路の整備」に関しては、地元側は搬入道路の完成を条件に処分場の供用開始を認めていたが、企業のゼロミッションなどの取り組みにより廃棄物の減少等の問題から、環境事業公社側から早期の供用開始という要求があった。これに対し、協議の結果、公社が搬入道路の整備を 21 年度に必ず完成するよう、県土木に働きかけるとの約束のもとに、処分場の供用開始を認めるという結果に至った。

（質問） G 処分場の安全面での水準は高いと思うか

（回答） 最先端技術の導入等、様々な安全対策が講じられているという公社の説明を受ける限りでは、高いと思える。

（質問） 公社の施設管理に関する情報公開は十分と思うか

（回答） 100%十分とは言い難い。環境事業公社からは、インターネットの公社 HP と、公社からの広報誌を通じての情報公開を受けている。それに加えて、毎週、地元 G 区の掲示板 2 箇所ですべての搬入車両の台数の公開を受けている。しかし、1 日の搬入車両の台数だけでなく、搬入物の出所の情報公開も行ってほしい。また、搬入物の展開検査においても、公社は、搬入物全量の展開検査を約束し、監視カメラによる画像記録の保存も行っていると報告しているものの、実際は不明瞭な部分も多い。以上のように、搬入に関する情報公開について不十分な点があると思われる。

< G 処分場環境監視委員会について >

（質問） 地元住民側から見て、G 処分場環境監視委員会はどの程度機能していると思うか

（回答） G 処分場環境監視委員会の活動に関しては、不明確な点が多いと思える。地元 G 区としては、G 処分場環境監視委員会の活動の情報を、主に公社 HP の環境監視委員会概要と、公社からの広報誌を通して把握している。しかし、委員会の概要だけでは情報として分かりにくい。また、処分場現地でのトラック受入から埋め立て完了までの目視確認が環境監視委員会開催時の年 3 回しか行われず、それだけでは処分場の安全管理状況が十分に把握できないと思われる。

< G 区 G 処分場対策委員会について >

（質問） G 区 G 処分場対策委員会ではどのような内容の情報が公社側から報告

され、どのような形で議会が行われているのか

(回答) G区G処分場対策委員会では、公社からの広報誌に公開している内容やG処分場環境監視委員会に関連した情報の報告を受けている。

また、G区では、G処分場神監視小委員会というものを設置して、地元としての細部にわたる処分場の監視を実施している。監視小委員会は、8名のG区G処分場対策委員で構成され、平成19年11月に結成されてから現在までに10回活動をしている。現地視察により処分場のチェックを行い、処分場に問題が発生した際にも招集される。

(質問) G区G処分場対策委員会はどのような立場の方々が参加されているのか

(回答) G区G処分場対策委員会は、委員長1名、市議会議員、現区長、協議員会長を含めた副委員長5名、庶務2名、事務局1名、平成4年から20年までの地元G区の元区長と前区長が11名、G区の12の小組合から1名ずつ選出した委員12名の計31名の委員から成っている。また、委員の大半が処分場建設に対し反対していた者である。

(質問) 公社のG区G処分場対策委員会への情報公開は十分と思うか

(回答) 十分とは言い難い。処分場の一日の搬入台数は地元G区の掲示板を通して報告を受けているが、公社には、搬入物の出所まで情報公開を行ってほしい。また、G区G処分場対策委員会への情報公開の実施回数も不十分に思える。平成20年10月に処分場が供用開始されてから1年以上経過するが、公社からはG区G処分場対策委員会への情報開示会議は1度しか実施されていない、G区が指摘してから報告を受ける事が多々ある。

(質問) G区G処分場対策委員会での課題

(回答) 課題は区民全体への周知である。G区G処分場対策委員会での内容を、地元の広報誌を通し区民へ報告することを予定している。どのようにすればこの最終処分場の安全問題について区民全体に関心を持ってもらえるかということが今後の課題と言える。

<その他>

(質問) G処分場のような、公共関与型の最終処分場は民間の処分場と比べて安全性・信頼性の面でのレベルは高いと思うか

(回答) 他の処分場をよく知らないが、民間の処分場と比べて、安全性・信頼性は高いと思われる。

質問の回答に示すように、施設建設にあたって、地元側が条件にあげた「安全性の要望」は、地元住民側から見ても基本的には果たされている。しかし、主に、施設供用開始後の公社の情報公開には不十分な点もあるといえる。具体的には、搬入物の出所や搬入物の展開検査の実施状況など、搬入に関しての情報公開に不十分な点が多いという意見をいただいた。

また、地元住民側からみた場合、G 処分場環境監視委員会についてはその活動に不明確な点が多いという意見をいただいた。具体的には、委員会の活動の情報公開が公社の HP や広報誌に掲載されている会議の概要だけでは情報として分かりにくいという意見や、処分場現地でのトラック受入から埋め立て完了までの目視確認が環境監視委員会開催時の年 3 回しか行われず、それだけでは処分場の安全管理状況が十分に把握できないという意見があげられた。

また、G 区 G 処分場対策委員会への情報公開については、公社の G 区 G 処分場対策委員会への情報公開の実施回数が不十分という意見があげられた。また、G 区 G 処分場対策委員会での課は、区民全体への周知であった。

以上の内容がヒアリング調査により明らかとなった。

#### 5-5 まとめ

公共関与による産業廃棄物最終処分場の実施監視体制の実態について、アンケート調査より、主に次のことが分かった。

公共関与による産業廃棄物最終処分場では、全体の 46% という半数近い処分場で、環境監視委員会・協議会を設置し、施設の管理運営の監視活動を行っている。

環境監視委員会・協議会を設置している 75% の処分場で、建設にあたっての反対運動が起きている。

環境監視委員会・協議会の活動内容としては、主に供用期間中の場内施設内容の「施設の稼動に関すること」「各種測定結果の確認に関すること」、廃棄物の受入状況の「各種検査の状況に関すること」を中心に行っている環境監視委員会・協議会が多い。また、工事期間中から活動を行っている環境監視委員会・協議会は比較的少ない。

環境監視委員会・協議会の活動内容の情報公開を行っている処分場は 40% であり、その情報公開の方法として最も多かったのが「市町村、公社 HP に記載」と「広報誌による情報発信」であった。

公共関与による産業廃棄物最終処分場では、全体の 35% の処分場が地元自治会に対して説明会（協議会）を実施している。

地元自治会への説明会（協議会）の内容としては、「水質、大気等のモニタリング結果の報告及び質疑応答」と「搬入状況や埋立状況の報告及び質疑応答」は殆どの処分場で実施されている。また「環境アセスメントの事後調査結果の報告及び質疑応答」を実施している処分場は殆どない。



公共関与による産業廃棄物最終処分場の実施監視体制の実態について、ヒアリング調査の結果により、以下のことが分かった。

ヒアリング調査の結果から、「環境監視委員会・協議会」を設置することは処分場の安全性の検討において意義のある1つの手段であるといえる。

環境監視委員会・協議会を機能させるうえで、学識経験者を委員会に迎え指摘を受けていること、公社の真面目な対応、委員会の初期メンバーに処分場建設に反対の立場をとられていた方が参加したこと、以上の3点は重要であるといえる。

環境監視委員会・協議会についてはその活動に不明確な点がある場合も考えられるため、地元住民の信頼を得るためにも、その情報公開の内容と方法は重要であり、できるかぎり住民にとって分かりやすい方法で詳細に行うのが良いと考える。

地元住民への情報公開は、搬入物の出所や搬入物の展開検査の実施状況など、搬入に關しての情報公開まで行ってほしいという意見もあった。

環境監視委員会・協議会や地元自治会への説明会（協議会）の実施回数は、住民側からすれば不十分な場合もあるため、地元住民と協議のうえ、決定するのが良いと考える。

